

みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱

令和8年3月31日
告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、農作物及び山林の被害を防止するために捕獲した有害鳥獣を食肉用等として活用し、市内の飲食店等で提供する者に対し、本市のジビエ政策の一環としてみどり市ジビエ活用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内において飲食等に関連する事業を営む者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない者
- (2) 国又は県その他県が出資する団体が行う同一目的の補助金等の交付を受けていない者
- (3) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員等でない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が所有する事業所その他の店舗において、農作物及び山林の被害を防止するために捕獲した有害鳥獣を食肉用として加工したもの(以下「ジビエ(出荷・検査方針(群馬県策定)に定められた食肉処理加工施設(以下「施設」という。)において加工され、販売されたものに限る。)」という。)の購入に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額及びジビエの送料に相当する額を除く。以下同じ。)とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、一会計年度当たり10万円を限度とし、その額に達するまで複数回の交付の申請をすることができるものとする。

(交付の申請及び決定)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を確認することができる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときはみどり市ジビエ活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときはみどり市ジビエ活用促進事業補助金交付不決定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした補助対象者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第6条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときは、みどり市ジビエ活用促進事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に前条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、交付決定額の5分の1未満の額の範囲内で補助対象経費の額に増減が生じる場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときはみどり市ジビエ活用促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(事業の中止)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により当該補助金に係る事業の中止をしようとするときは、みどり市ジビエ活用促進事業補助金中止届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、ジビエを購入したときは、当該ジビエを購入した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、みどり市ジビエ活用促進事業補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書その他の補助対象経費の支出状況を証する書類の写し
- (2) 購入したジビエが施設で加工され、販売されたことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、みどり市ジビエ活用促進事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知し、当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日より施行する。

年 月 日

みどり市長 様

住所又は主たる
事業所等の所在地
(代表者)氏名
電話番号

みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付申請書

みどり市ジビエ活用促進事業補助金を受けたいので、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象費 (ジビエの購入予定価格)	円 (※消費税及び地方消費税を除く。)
申請額 (補助対象経費に2分の1を乗じて得た額)	円 (※1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の額を確認することができる書類 <input type="checkbox"/> その他()
市税の調査閲覧同意欄	
<p>私は、みどり市ジビエ活用促進事業補助金の申請に関し必要な事項として、市税の納付状況等の税関係情報について、市長が調査閲覧することに</p> <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)	
ジビエの仕入れに関する同意欄	
<input type="checkbox"/> 私は、みどり市ジビエ活用促進事業補助金の交付を受けて仕入れたジビエを自家消費目的に使用しません。 <input type="checkbox"/> 私は、みどり市ジビエ活用促進事業補助金の交付を受けて仕入れたジビエを第三者へ販売・譲渡しません。 (<input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)	

様

みどり市長



みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市ジビエ活用促進事業補助金について、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付 決 定 額	円
備 考	<ul style="list-style-type: none">申請した内容を変更し、又は中止する場合は、補助金変更申請書又は補助金中止届出書を提出してください。ジビエを購入した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の 3 月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号(規格 A4)(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市ジビエ活用促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市ジビエ活用促進事業補助金について、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

【理由】

- みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第2条各号の規定に該当しないため。
- みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第5条第1項に規定する書類に不備があるため。
- 交付済みの補助金の額が一会計年度当たりの上限額(10万円)に達しているため。
- その他()

年 月 日

みどり市長 様

住所又は主たる
事業所等の所在地

(代表者)氏名

電 話 番 号

みどり市ジビエ活用促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市ジビエ活用促進事業補助金について、その内容を変更したいので、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

	変更前	変更後
補助対象経費 (ジビエの購入予定価格)	円	円
申請額	円	円
変更の理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の額を確認することができる書類 <input type="checkbox"/> ジビエの購入の目的を確認することができる書類 <input type="checkbox"/> その他()	

様

みどり市長



みどり市ジビエ活用促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市ジビエ活用促進事業補助金について、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり補助金の額の変更を決定したので通知します。

記

	変更前	変更後
補助金交付 決定額	円	円
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 申請した内容を変更し、又は中止する場合は、補助金変更交付申請書又は補助金中止届出書を提出してください。・ ジビエを購入した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の 3 月末日のいずれかの早い日までに実績報告書を提出してください。・ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。	

様式第6号(規格 A4) (第7条関係)

年 月 日

みどり市長 様

住所又は主たる
事業所等の所在地

(代表者)氏名

電 話 番 号

みどり市ジビエ活用促進事業補助金中止届出書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市ジビエ活用促進事業補助金について、当該補助金に係る事業の中止をしたいので、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

中 止 の 理 由	
-----------	--

様式第7号(規格 A4) (第8条関係)

年 月 日

みどり市長 様

住所又は主たる
事業所等の所在地

(代表者)氏名

電 話 番 号

みどり市ジビエ活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市ジビエ活用促進事業補助金について、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

ジビエの購入 年 月 日	年 月 日
補助対象経費 (ジビエの購入価格)	円
交付決定額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書その他の補助対象経費の支出状況を証する書類の写し <input type="checkbox"/> 購入したジビエが食肉処理加工施設で加工され、販売されたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他()

様式第 8 号(規格 A4) (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市ジビエ活用促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市ジビエ活用促進事業補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市ジビエ活用促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金確定額	円
--------	---